

墨田区教育センター条例（案）概要

1 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、墨田区における教育の充実及び振興を図ることを目的とし、墨田区教育センター（以下「教育センター」という。）を教育機関として設置するため、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 位置

墨田区横川五丁目7番4号

(2) 事業

- ア 教育関係職員の研修の実施に関する事。
- イ 教育支援センターの運営に関する事。
- ウ 教育相談に関する事。
- エ 教科用図書等の展示及び管理に関する事。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、教育センターの設置目的を達成するために墨田区教育委員会が必要と認める事業

(3) 職員

教育センターに必要な職員を置く。

3 施行期日

墨田区教育委員会規則で定める日